

令和4年度第1回碧南市地域公共交通活性化協議会

日時 令和4年4月18日（月）

午前11時から正午まで

場所 碧南市役所7階 議員大会議室

1 市長あいさつ

2 役員任命

3 自己紹介

4 議題

(1) 碧南市地域公共交通計画の策定について

(2) 碧南市地域公共交通活性化協議会運営要綱（案）について

5 その他

碧南市地域公共交通計画策定について

1 計画策定の理由

地域公共交通計画とは、地域の移動手段の確保のため、地方公共団体が中心となって、交通事業者や住民などの地域の関係者と協議しながら作成する計画のことである。地域公共交通計画は、地域にとって望ましい公共交通を明らかにし、持続可能な旅客運輸サービスの提供の確保を目的としている。

近年、人口の急激な減少や運転者不足の深刻化に伴い、地方部をはじめとして、民間事業者による輸送サービスの提供の継続が困難となる地域が増加している。他方、高齢化の進展や、高齢者による運転免許証の自主返納が進みつつあることなどから、自家用車によらない移動手段の重要性が増大しており、地方公共団体をはじめとして関係する主体が相互に協力し、地域が一体となって持続可能な地域旅客運送サービスを確保することが不可欠となっている現状がある。

この状況を鑑み、碧南市は法定協議会を立ち上げ、令和4年度から2か年かけて地域公共交通計画を策定することとした。

2 碧南市の現状

碧南市の公共交通は、名鉄三河線、碧南市と西尾市を結ぶ「ふれんどバス」などがあり、市外との地域間の移動を支えている。また、碧南市が運営主体となっている『くるくるバス（4コース）』は無料で運行しているほか、2社ある市内タクシー事業所が市民の移動を支えている。

自家用車での移動を主とする碧南市では、高齢ドライバーの交通事故防止や、事故発生時の被害の軽減を目的として高齢者後付安全運転支援装置設置補助制度を設けてきた。今年度からは、外出支援が必要な高齢者に対し、タクシーチケットの配布を予定している。

3 協議会の役割

- (1) 計画の策定
- (2) 計画にともなう進捗管理
- (3) 市の施策への意見、提言

4 策定スケジュール

令和4年 6月	コンサル選定（プロポーザル審査を予定）
8月	第2回協議会開催（今後の予定、調査、アンケート内容確認）
	各種調査（市民アンケート、乗降調査、バス利用者アンケート、関係者ヒアリング）実施
	調査結果を分析及びとりまとめ、2回程度協議会を実施
令和5年 4月から	調査結果をもとに計画素案の作成
	2回程度協議会を実施
12月	議会への説明
令和6年 1月	パブリックコメント実施
	計画最終案を協議会にて審議
4月	計画の公表（広報へきなん及び市ホームページ）

碧南市地域公共交通活性化協議会運営要綱（案）

（主旨）

第1条 碧南市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営については、碧南市地域公共交通活性化協議会設置規程（以下「設置規程」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（経費）

第2条 協議会の経費は、国の補助金その他収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第3条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（報償）

第4条 会議に出席した委員に報償を支給する。

2 報償の額及び支給方法等は、碧南市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成元年12月26日条例第60号）の例による。

3 報償は、委員本人が会議等に出席した場合に支給する。

（協議会が解散した場合の措置）

第5条 協議会が解散した場合には、協議会の收支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年●月●日から施行する。